

## 令和7年第1回市議会定例会 審議案件一覧表（発議案）

No.	議案番号	件名	担当所属
1	発議案 21	鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営委員会

発議案第 21 号

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 佐藤 和幸

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年鴨川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(資料)

令和7年第1回  
鴨川市議会定例会

— 発議案説明資料 —

令和7年2月3日提出

目 次

議案番号	議案名	ページ数
発議案第 21 号	鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

発議案第 21 号

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正したいもの。

2 内容

懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、懲役を拘禁刑に改める。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
第 52 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。	第 52 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。
第 53 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報	第 53 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報

を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。